

令和7年度 甲賀広域行政組合衛生センターごみ処理施設維持管理状況について

1. 一般廃棄物(可燃ごみ)の搬入量

ごみの種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	t	2,936.67	3,061.97	2,824.21	2,910.89	2,813.80	2,892.33	2,955.29					

2. 焼却炉運転日数

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	日	23	6	6	27	19	24	8					
2号炉		18	27	22	27	16	1	27					
3号炉		13	22	20	0	18	24	20					

3. 燃焼中の燃焼ガスの温度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値)〔測定位置:燃焼炉出口〕

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	896	899	911	910	909	909	910					
2号炉		908	909	910	909	910	857	910					
3号炉		906	909	910	-	910	902	910					

4. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値)〔測定位置:集じん器入口〕

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	196	196	196	196	196	196	196					
2号炉		196	196	196	196	196	192	196					
3号炉		195	195	195	-	195	195	195					

5. 排ガス中の一酸化炭素濃度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値)〔測定位置:集じん器出口〕

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	ppm	5	5	7	6	4	3	2					
2号炉		5	6	6	9	7	12	4					
3号炉		2	2	3	-	3	3	3					

6. 排ガス冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日

区分	ガス冷却室			白煙防止用空気予熱器(自動払落し装置付き設備)			ろ過式集じん機
	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉	
実施月日	5月20日	4月9日	4月23日	5月16日	8月26日	6月30日	パルスエアーによる自動逆洗を常時実施
	8月14日	6月11日	7月1日	10月15日			
	10月20日	8月29日	10月7日				

7. 排ガス中のばい煙及びダイオキシン類濃度測定結果〔測定位置:煙突〕

区分	単位	法基準値	※管理基準値	1号炉			2号炉			3号炉		
ばいじん濃度	g/m ³ N	0.15	0.02	<0.001			0.006			0.002		
硫黄酸化物濃度	ppm	2500	50	<1.6			<1.6			<1.5		
窒素酸化物濃度	ppm	250	125	64			61			70		
塩化水素濃度	ppm	430	70	31			29			18		
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ N	5	3									
排ガスを採取した月日				7月16日			5月21日	10月29日		6月11日	10月29日	
結果が得られた月日				8月21日			6月25日			7月10日		

※管理基準値:衛生センターごみ焼却施設の操業に関する近隣地域との管理基準値です。

8.排ガス中の水銀濃度測定結果

[測定位置:煙突]

区分	単位	法定基準	5月21日	6月11日	7月16日					
1号炉	μg/m ³ N	50	-	-	1.1					
2号炉			1.7	-	-					
3号炉			-	5.1	-					

○測定結果の確認方法

定期測定において排出基準を上回る濃度が検出された場合、速やかに3回以上の再測定を実施し、定期測定及び再測定の測定結果の
 平均値より 評価する。

9. ばいじん処理物のダイオキシン類結果

区 分	単 位	判定基準 (3ng-TEQ/g以下)	5月16日	7月28日		
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	— ※1	0.86	0.85		

※1 ばいじん処理物は、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)で埋立処分をしています。

ダイオキシン類の判定基準値は3ng-TEQ/g以下と定められておりますが、平成12年1月15日までに設置されている施設から排出される
 ばいじんについては、薬剤処理薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状
 態にする方法により処分を行う限り、適用されません。

10. ばいじん処理物の水銀又はその化合物、アルキル水銀の結果

区 分	単 位	判定基準	5月16日	7月28日		
水銀又はその化合物	mg/L	0.005	0.0039	<0.0005		
アルキル水銀 ※2	mg/L	不検出	<0.0005	-		

※2 アルキル水銀については、水銀及びその化合物が計量下限値である0.0005mg/L以上となった場合に測定する必要があります。

また、計量下限値で0.0005mg/L未満とは不検出と同等である。